

平成22年度 長岡市地域コミュニティ事業補助金申込書

1. 申込団体の概要および申込事業の計画等【公開対象】

ふりがな	いきいきたむぎやま		
団体名	いきいき田麦山		
代表者氏名	いきいき田麦山会長：森山 実		
設立年月日	昭和・平成 18 年 4 月1日	構成員数	27 人
設立目的	中越地震で9割が全壊し、大きな被害を受け、戸数も人口も減ってしまった。その中でも田麦山に生活基盤を決めた地区民が、暮らしに誇りを持ち続けられるよう、生涯学習・交流・自然環境の保全や生活・福祉など創造的な活動から地域の活性化を目的に設立した。		
これまでの活動実績	1) 県内外の水害・地震災害時ボランティア 2) 県内外の交流会活動 3) 地震の記録集「ふるさと田麦山」製作 4) ホタル鑑賞会開催 5) ブナ林散策道整備とコンサート 6) 田麦山祭り(熊野神社祭礼)涼み茶屋 7) 地震復興祭や雪祭りに「いきいき田麦山屋台」		
添付資料	事業計画	・別添「第3号様式 事業計画書」のとおり	
	収支予算等	・別添「第4号様式 事業の収支予算書」のとおり	
	その他、団体をPRするパンフレット等	有 ・ 無 (どちらかに○印)	

2. 申込団体の連絡先等【公開、非公開を選択※】

事務所所在地	長岡市川口田麦山5493-2	【公開・非公開】	
電話・FAX番号等	電話 0258(89)2114 FAX電話兼用	【公開・非公開】	
	Eメールアドレス oraminoru01@ybb.ne.jp		
担当者連絡先	氏名	大淵 昇	【公開・非公開】
	住所	長岡市川口田麦山794-1	
	電話・FAX番号等	電話 0258(89)3638 FAX 電話兼用	
		Eメールアドレス oofunobo@chive.ocn.ne.jp	
添付資料	名簿またはこれに類するもの	・別添のとおり	【公開・非公開】
	規約またはこれに類するもの	・別添のとおり	【公開・非公開】

※ 個人情報保護の観点から、広く公開してもよいものなら“公開”に、そうでないものは“非公開”に○を付けてください。

※ 2の添付資料(名簿類・規約類)については、交付審査の際の資料として審査関係者に提示する場合があります。



事業計画書

事業名	散策道整備及びブナ林活用と交流事業
事業実施の目的	<p>中越大震災後、地域の資源として発掘した田麦山地区内のブナ林、真夏でもひんやりとするこの場所で、定期的に手作りコンサートを開催してきた。しかし、そこへ至る山道は長く放置されたことにより荒れ、人海戦術で何とか通れるようになったものの、子どもやお年寄りがたどり着くには危険が伴う。</p> <p>そこで、散策道を整備して、より多くの人がブナ林を含む田麦山の自然に親しむことができるようにし、あわせてスポーツの里、田麦山でのトレッキングやトレイルランの実現を目的とする。</p>
事業内容	<ol style="list-style-type: none"> 1) ブナ林までの散策道の雑木刈払いを行い、傾斜地やぬかるみを重機で改良し、ウッドチップを敷く。 2) ブナ林までの案内看板3基を製作設置する。 3) ブナ林下段にある湧き水から取水し、水場を設置する。 4) コンサートのステージを作成するための資材を整備する。 5) 8月15日に開催する「ブナ林コンサート」の宣伝活動を行う。 6) コンサートを開催し、県内外の出演者へ謝礼を支払う。 7) 出演者と参加者の「活性化つながり交流会」を行う。
事業実施までのスケジュール	<p>6月20日:いきいき田麦山企画会議(散策道整備確認、コンサート企画、分担等)</p> <p>7月1日 :看板製作開始</p> <p>7月18日:散策道と取水場整備作業、木製階段設置、案内看板設置</p> <p>8月8日 :散策道整備、コンサート準備、ステージ作り</p> <p>8月15日:会場準備、本番、つながり活性化交流会</p>
地域活性化の波及性	<p>地域内外の子どもたちが、ブナ林コンサートをきっかけに田麦山の自然を知り、里山での人と自然との共生の意味を考えるようになることが期待できる。このことが次世代の地域づくりへとつながる。</p> <p>また、ブナ林を訪れる他地域の人たちとの交流を通して、少子・過疎化が進んでいる田麦山への理解が深まることが期待でき、都市部と農村との相互関係が意識されるようになる。</p> <p>今年25回目を迎える「田麦山ロードレース大会」などスポーツの盛んな田麦山でさらにトレッキングやトレイルランなどを実施することにより、全国に田麦山の存在をアピールし、地域の経済活動を後押しする。</p>

※ 事業の内容は、詳細に記載してください。(別紙も可)

事業の収支予算書

収入の部

(単位:円)

項目		予算額	内 訳
地域コミュニティ事業補助金(F)		500,000	
自己資金		161,000	「いきいき田麦山」事業費
特定財源	寄附金		
	参加費	19,000	交流会参加費大人 500 円×30 人、子ども 200 円×20 人
	その他収入金		
	小 計(D)	19,000	
その他			
合 計		680,000	

支出の部

(単位:円)

項目		予算額	内 訳	
補助対象経費	原材料費	335,000	1) ウッドチップ 15m ³ 150,000 円 2) 案内看板用木材・杭 30,000 円 3) 取水場資材(マス・ホース・砂利) 20,000 円 4) コンサートステージ資材 110,000 円 5) プナ林内階段 20 の資材 25,000 円	
	コンサート出演者謝礼	60,000	出演者謝礼 5,000 円×12 グループ	
	印刷製本費	9,000	チラシ印刷費 5 円×1,000 枚 当日プログラムコピー代 10 円×400 枚	
	委託料	39,000	案内看板の木工(「そまの会」へ委託) 15,000 円 「もてなし処田麦山」へ食材含め委託(交流会の出演者食事) 20,000 円 チラシの新聞折り込み料 4 円×1,000 枚	
	消耗品	30,000	重機等燃料代 (含むガソリン) 30,000 円	
	使用料	173,000	1) バックフォ 4 万・クローラーダンプ 3.5 万 重機運搬 1.5 万×2 台往復で 6 万円 135,000 円 4) 発電機・音響機器レンタル 18,000 円 5) 仮設トイレ レンタル 1 万×2 20,000 円	
	小 計(C)	646,000		
	補助対	食料費	34,000	交流会食事代 19,000(参加費から) 交流会食事代 15,000(いきいき事業費から)

象 外 経 費			
	小 計(B)	34,0000	
	合 計(A)	680,000	

地域コミュニティ 事業補助金申込額	下記(F)の額を記入	5	0	0	0	0	0	円
【地域コミュニティ事業補助金申込額算出の基礎】								
支出の部合計(A)		補助対象外経費(B)		補助対象経費(C)				
680,000 円		34,000 円		646,000 円				
事業を実施することによって得られる収入のうち、 補助対象経費に充てるもの				特定財源(D)				
				19,000 円				
(C)-(D)=補助金算出対象額				補助金額(E)				
627,000 円				× 補助率 80%		= 501,600 円		
				↓				
				千円未満切捨て ・上限 50 万円				
				地域コミュニティ事業補助金(F)				
				500,000 円				

※ 項目欄が不足する場合は、同類の項目をまとめて記入し、細目は別紙に記載してご提出ください。

平成21年いきいき田麦山会員名簿

H21.4.1

森山 実	会長
森山鉄也	副会長
水落 優	副会長
渡辺智恵子	会計
森山悦子	
水落小百合	
森山正夫	
森山晴美	
小見良一	
小見千恵	
渡辺裕伸	
桜井栄子	
桜井兵治	
涌井清嗣	
涌井智子	
桜井義雄	
大淵英一	
大淵憲子	
森山賢一	
渡辺春夫	
森山雅義	
平沢正明	
伊坂孝史	
永山多恵子	
遠山 徹	
大淵美恵子	
大淵 昇	事務局

いきいき田麦山 会則

(名称)

第1条 この会は、いきいき田麦山(以下「本会」という。)と称する。

(目的)

第2条 本会は、地域の暮らしに誇りと自信を持ち続けられるよう、生涯学習・交流を推進し、自然環境の保全や生活・福祉などの創造的な活動を通して、地域の活性化を図ることを目的とする。

(会員)

第3条 本会は、第2条の目的に賛同する者をもって組織する。

(入退会)

第4条 本会への入会及び退会は、申し出により認めるものとする。

(事業)

第5条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1)交流をベースにした地域の活性化を推進する事業
- (2)自然環境の保全と活用を推進する事業
- (3)地域の情報やPRを行う事業
- (4)その他 各団体と連携をした活動の推進

(総会及び役員会)

第6条 総会は年1回開催する。ただし、臨時に総会を開催することを妨げない。

- 2 総会は、事業計画及び会計に関すること並びに役員を選出その他の運営に必要な事項を審議する。
- 3 役員会は、必要に応じて会長が招集する。

(役員)

第7条 本会に次の役員を置く。

(1)会 長 1名

(2)副会長 2名

(3)会 計 1名

(4)事務局 2名

(役員の仕事)

第8条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

3 会計は、本会の会計事務を担当する。

(経費)

第10条 本会の経費は、寄付金及び各種補助金又はその他収入をもって充てる。

(会計年度)

第11条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌3月31日に終わる1年間とする。

(その他)

第12条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、役員会で定める。

附 則

この会則は、平成18年3月から施行する。